

平成 27 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 27 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 27 年 11 月 30 日仁淀川町中央公民館 4 階和室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 20 名

(事務局) 5 名

欠席委員 1 名

3. 議案

議案第 11 号… 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (3 件)

議案第 12 号… 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について (1 件)

議案第 13 号… 非農地証明願の審議について (3 件)

その他

開会 午前 15 時 00 分

事務局長 (●●) 平成 27 年度第 4 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 20 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (11 番 ●●委員 12 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 11 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 17 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡●●町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地 地目は台帳・現況とも畑 面積 186 m²

台帳・現況とも畑で、譲渡理由は売買です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1月18日に現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

2. 現地は、農地であることを確認。

3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、平日は仕事をされているので年間150日以上農作業に従事することは難しいが、仕事が休みの日には耕作されることを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思いますので、審議をお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第18号（賃貸借）

〔事務局 ●●説明〕

貸人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●業

借人は、仁淀川町●●の（株）●●代表取締役●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 地目は台帳が田、現況が非耕作地 面積 1,704 m²

譲渡理由は、賃借権による5年間の設定です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員が欠席の為、事務局の●●が代読。

1 1月18日に現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する（株）●●さんは、農業生産法人の要件を満たしていることを確認。

3. 権利を取得する（株）●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

4. 権利を取得する（株）●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この案件については、全員賛成により許可と決定する。

〔事務局 ●●説明〕

次の受付第19号については、譲渡人より申請取り下げが出ておりますので、その次の受付第20号の審議に移ります。

○受付第20号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 地目は台帳・現況とも畑 面積 147 m²

合計面積 147 m²

譲渡理由は売買です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

11月26日に、現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業を日課としており、年間150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思いますので審議を宜しくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第12号

（農地法第5条の規定による許可申請書審議について）

○受付第1号

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人はいの町●●の●●さん

譲受人は仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は●●字●●番 地目は台帳・現況とも畑 面積 388 m²

転用理由は、自己住宅への転用です。

〔担当地区農業委員 ●●委員〕

1 1 月 2 7 日に譲受人の●●さんと事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●●さんは●●に勤めており安定した収入が見込まれ、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに宅地造成及び住宅建設が実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま宅地建設となっており問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

議案第 1 3 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 5 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 487 m²

地目は、台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は、昭和 60 年頃

転用した理由及び現在の状況は、耕作放棄となり現在は植林となっている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

(●●委員が欠席の為、事務局●●が代読)

1 1 月 1 1 日に現地確認を行いました。現地にはひのきの植林がされており、今後農地への再生は不可能と思われます。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第 6 号

〔事務局 ●●説明〕

この土地は共有地となっており、所有者が 3 名です。

一人目は、仁淀川町●●の●●さん

二人目は、仁淀川町●●の●●さん

三人目は、兵庫県●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番

地目は台帳は畑、現況は山林 面積 5,870 m²

転用時期は昭和 55 年頃です。

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により、耕作放棄となり現在は、植林となっている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1 月 2 0 日に現地確認を行いました。現地は写真のとおり植林となっており、農地への復旧は不可能ということが確認できました。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第 7 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、兵庫県伊丹市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●● 面積 196 m²

地目は、台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は、昭和 60 年頃

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により、耕作放棄地となり現在は、植林となっている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 1 月 2 0 日に現地確認を行いました。現地は写真のとおり植林となっており、農地への復旧は不可能と思われます。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

その他

なし。

引き続き、現地研修会（宗津）へ移動。

〔会 長〕 以上で平成２７年度第４回農業委員会を閉会する。

閉会 午前１６時００分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員